改正

平成20年9月1日

平成23年4月1日

平成24年1月1日

平成25年3月27日

平成26年9月30日要綱第42号

平成27年3月31日要綱第20号

常滑市後期高齢者福祉医療費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療の一部 負担金の支払が困難な高齢者の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉 の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

- 第2条 この要綱により、<u>後期高齢者福祉医療費(以下「医療費」という。)の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u>
 - (1) 常滑市障がい者医療費支給条例(平成20年常滑市条例第5号)に規定する受給資格者(同条例第5条第1号に該当するため同条の規定により同条例に規定する受給資格者とならない者を含む。)
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条の規定による措置入院患者
 - (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第19条の規定による入院勧告又は措置により入院した結核患者、同法第20条の規定による入院勧告又は措置により入院した結核患者及び入院期間を延長された結核患者並びにこれと同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項に規定する中核市の長が認めた者
 - (4) 独り暮らしの者(次の要件を全て満たす者をいい、老人ホーム等の入所者は除く。)であ

って、高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付が行われた日(以下「医療給付日」という。)の属する年度分(当該医療給付日の属する月が4月から7月までの間にあっては、前年度分とする。次号において同じ。)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されないもの若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されるもの(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次号において同じ。)又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であるもの

- ア 住民基本台帳の世帯を単独で構成していること。
- イ 実態調査等で次の項目を全て満たすと認定されていること。
 - (ア) 事実上ひとりで生活していること。
 - (イ) 同一敷地又は近隣地に親族がいないこと。
 - (ウ) 親族から経済的援助又は、生活支援(食事、身の回りの世話等)を受けていないこと。
 - (エ) 税法上の被扶養者になっていないこと。
- (5) 常時臥(が)床若しくはこれに準ずる状態又は重度若しくは中度の認知症の状態であって、 生活介護を受けていることが3月以上継続している者のうち、その者の属する世帯の主たる生 計維持者が、医療給付日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されないもの 若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されるもの又は生活保護法 第6条第2項に規定する要保護者であるもの
- (6) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者
- (7) 常滑市母子・父子家庭医療費支給条例(平成20年常滑市条例第6号)に規定する受給資格者(同条例第4条第2号に該当するため同条の規定により同条例に規定する受給資格者とならない者を含む。)
- (8) 常滑市精神障がい者医療費支給条例(平成20年常滑市条例第7号)に規定する受給資格者 (同条例第5条第1号に該当するため同条の規定により同条例に規定する受給資格者とならな い者を含む。)であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているも の
- (9) 常滑市精神障がい者医療費支給条例に規定する精神通院受給資格者(同条例第5条第1号に該当するため同条の規定により同条例に規定する精神通院受給資格者とならない者を含む。)

(居住地特例)

- 第3条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(以下この条において「病院等」という。)に、入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる前条各号に該当する者については、前条の規定にかかわらず受給資格者とする。
- 2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる前条各号に該当 する者については、前条の規定にかかわらず受給資格者としない。

(適用除外)

- 第4条 第2条及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。
 - (1) 生活保護法による保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条による支援給付を受けている者
 - (3) 法令の規定により、この要綱と同等の医療に関する給付を受けることができる者 (受給者証の交付)
- 第5条 この要綱による医療費の支給を受けようとする受給資格者(第2条第9号に規定する者を除く。この条及び第14条において同じ。)は、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証交付申請書(様式第1)に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に申請し、この要綱による医療費の支給を受ける資格を証する後期高齢者福祉医療費受給者証(様式第2。以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。
- 2 <u>市長は、前項に規定する申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認し</u>たときは、受給者証を交付するものとする。
- 3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日(その者がその日に おいて受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開始日」という。)から開始日 以後最初に到来する7月31日(その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者 でなくなる日。以下「有効期限」という。)までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2条第1号及び第8号に該当する受給資格者の有効期限は、同条 第1号及び第8号において引用する条例に規定する有効期限とする。
- 5 受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)は、第8条第3項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医

療機関等」という。)において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者 証を提示しなければならない。

(受給者証の更新申請等)

- 第6条 受給者が、有効期限後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、 後期高齢者福祉医療費受給者証更新申請書(様式第3)に有効期限後も引き続き受給資格者であ ることを証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、前条 第3項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日(その者がその日において受給資格 者でない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日(」と、「開始 日」とあるのは「更新日」と読み替える。
- 3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付申請)

- 第7条 受給者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、後期高齢者福祉医療費受給者証再交付申請書(様式第4)を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。
- 2 受給者証を破損し、又は汚損した場合の前項に規定する申請には、その受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

(医療費の支給)

- 第8条 市長は、受給者の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による当該医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。
- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- 3 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第1項の規定により、受給者に支給す

- べき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。
- 4 前項の規定により支払があったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。 (医療費支給申請)
- 第9条 第8条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者は、後期高齢者福祉医療費支給申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、当該医療費について第8条第1項に規定する医療に関する給付が行われた ことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添えな ければならない。

(医療費の請求)

- 第10条 第8条第3項の規定により市長から支払いを受ける医療機関等は、後期高齢者福祉医療費請求書を市長に提出するものとする。
- 2 前項に規定する請求があったときは、前条に規定する申請があったものとみなす。 (損害賠償との調整)
- 第11条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その 額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当 する額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、 その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

- 第13条 この要綱により医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。 (届出義務)
- 第14条 受給者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その旨を当該変更のあった日から起算 して14日以内に後期高齢者福祉医療費受給資格等変更届(様式第6)に、当該変更のあったこと を証する書類及び受給者証を添えて市長に届け出なければならない。
 - (1) 受給者の氏名
 - (2) 受給者の住所
 - (3) 当該受給者が受給者と認定されたときに該当するものとされた第2条の各号に掲げる要件
- 2 受給者証の交付を受けた者が、受給資格者でなくなったときは、速やかに、後期高齢者福祉医

療費受給資格喪失届(様式第7)により、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

3 受給者は、医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速や かに、第三者の行為による被害届により、市長に届け出なければならない。

(報告)

第15条 市長は、医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(医療費に関する処分の通知)

第16条 市長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、医療費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(常滑市福祉給付金支給要綱の廃止)

2 常滑市福祉給付金支給要綱は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の前日において、廃止前の常滑市福祉給付金支給要綱第3条に規定する支給対象者に該当する者のうち、この要綱の受給資格者に該当しない者については、この要綱における受給資格者に該当するまでの間は、受給資格者とみなす。
- 4 この要綱の施行の日より前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、受給資格者としない。

附 則 (平成20年9月1日)

この要綱は、平成20年9月1日から施行し、改正後の常滑市後期高齢者福祉医療費支給要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年1月1日)

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日)

この要綱は、平成25年3月27日から施行する。

附 則(平成26年9月30日要綱第42号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日要綱第20号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1(第5条関係)

様式第2(第5条関係)

様式第3(第6条関係)

様式第4(第7条関係)

様式第5 (第9条関係)

様式第6 (第14条関係)

様式第7 (第14条関係)